〃	第161回	1,033,260,000円	1,028,731,700円
〃	第162回	879,560,000円	875,775,383円
〃	第163回	840,950,000円	837,364,991円
〃	第164回	1,117,500,000円	1,112,068,188円
〃	第165回	701,660,000円	697,746,277円
〃	第166回	879,620,000円	874,577,953円
〃	第167回	958,120,000円	953,920,984円
〃	第168回	1,848,610,000円	1,840,655,576円
〃	第169回	3,066,220,000円	3,053,148,362円
〃	第170回	1,439,720,000円	1,432,757,879円
〃	第171回	2,059,310,000円	2,047,854,545円
〃	第172回	4,042,480,000円	4,018,804,024円
〃	第173回	1,000,000円	993,891円
〃	第174回	5,000,000円	4,971,592円
〃	第177回	11,000,000円	10,954,693円
〃	第178回	500,000円	498,366円
〃	第179回	15,000,000円	14,946,107円
〃	第181回	50,000円	49,862円
〃	第184回	67,520,000円	67,511,659円
合　計		82,410,960,000円	82,077,554,687円

○国土交通省告示第九百十八号

石見空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　島根県　島根県松江市殿町一番地

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　石見空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　石見空港内及びその周辺　島根県益田市

四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変　更　後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯　質	光　度	配　置　等
（略）			
旋回灯	発光ダイオード、航空白の不動光	最大二十一万カンデラ	滑走路29側末端から九百メートルまで右側滑走路灯列の外側
（略）			
滑走路灯	発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
（略）			
滑走路末端補助灯	発光ダイオード、航空緑の不動光	一万千カンデラ	滑走路11側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	発光ダイオード、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千三百カンデラ、航空赤千七百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル

変　更　前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯　質	光　度	配　置　等
（略）			
旋回灯	ナトリウム放電灯、航空可変白の不動光	最大九十八万カンデラ	滑走路29側末端から九百メートルまで右側滑走路灯列の外側
（略）			
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
（略）			
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路11側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千九百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル